

東寺所蔵『真言七祖像』の再検討

—その名号及び行状文の執筆者をめぐる問題について—

加藤 詩乃 青山学院大学

京都・東寺に伝わる国宝『真言七祖像』は、空海が唐より請来した金剛智・善無畏・不空・恵果・一行の五祖像と、その後日本で制作された龍猛・龍智の二祖像からなる。五祖像は延暦24年(805)に恵果の指示のもと李真ら十余人によって制作され、二祖像は弘仁12年(821)に両界曼荼羅等とともに新造されたことが知られており、それは画風の上からも矛盾しないとみられている。しかし、空海筆とされる各像の名号及び行状文については、その筆者や執筆時期に関して諸説があり、未だ決着をみていない。本発表では、近年注目されるに至った、龍猛・龍智の名号及び行状文と善無畏・一行の行状文を嵯峨天皇の筆とする西本昌弘氏の説に賛同するとともに、同説をより裏づけるため、幾つかの新たな視点を提示する。

西本氏は、空海の左大将公宛の書状(『高野雑筆集』)を再検討し、彼が請来の五祖像を進上してその修復を求めた際、不空の告身や讃文を揮毫したとする代宗の故事にならい、嵯峨天皇に讃文を加えることを願ったものとした。したがって、嵯峨天皇は空海の求めに応じて、損傷の著しい善無畏・一行両像の行状文を新補するとともに、新造した龍猛・龍智二像に名号と行状文を揮毫したと推測するのである。

各像の行状文に書風の違いが認められることについては、以前より指摘されてきたが、特に龍猛・龍智・善無畏・一行の四祖像と不空・恵果の二祖像とではその傾向に大きな違いが認められる。特に注目すべきは、四祖像には共通した特殊な書法=雑体書法がみられ、それは『益田池碑銘』の字例と共通し、当時の典型的な草行体とは異なる珍しい字形が確認されたことである。『益田池碑銘』は空海の雑体書の代表的な作例とされ、現在その臨模本が伝えられる。

一方、現存する伝来の明らかな嵯峨天皇の書は、『光定戒牒』(弘仁14年・823)と『哭澄上人詩』(弘仁13年・822)であるが、両書には、空海の比較的後年の作例にうかがえる草書をベースとした雑体書法が認められる。そこには、四祖像に見られた『益田池碑銘』と同様の書法や、さらに発展させて自らの書法を創り出そうとする意欲が看取できる。つまり、このような嵯峨天皇の意識的な書の表現には、空海の書道観が強く影響していると考えられるのである。『遍照發揮性靈集』にみえる空海から嵯峨天皇への上表文において、空海は彼の理想とする政治・治世や天子像を雑体書と結びつけて説いている。また当時中国では、一部の雑体書が皇帝の文字としての権威を担っていたことから、嵯峨天皇自身が、空海の伝えた雑体書を用いて、その権威づけを図ったとの背景も見逃せないだろう。以上のように、四祖像行状文と嵯峨天皇の書の共通点、空海を介した嵯峨天皇と雑体書の密接な関係を考慮すれば、その筆者を嵯峨天皇に帰することは無理のない想定といえよう。

(かとう・しの)